

道路運送法の法体系と幌延町における公共交通施策の位置づけについて

区分		種類	種別	運行態様	代表的な運行形態	幌延町内公共交通ネットワーク体系	合議体	諸手続き		
自動車による輸送	事業用（旅客）・緑ナンバー	旅客自動車運送事業（道路運送法第2条）※許可制	一般旅客自動車運送事業（法3）※不特定多数	一般乗合旅客自動車運送事業（法4）	(道路運送法施行規則第3条の3)	路線定期運行	・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー			
						路線不定期運行	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通			
						区域運行		・乗合タクシー（幌延地区）	・地域公共交通会議（※）	・21条申請 ・4条申請
						一般貸切旅客自動車運送事業（法4）	・貸切バス			
	一般乗用旅客自動車運送事業（法4）	・タクシー	・ハイヤー運賃等助成（幌延地区・問寒別地区）							
	自家用・白ナンバー	有償	自家用自動車による有償の旅客運送（道路運送法第78条）※登録制	自家用有償旅客運送（法79）	(道路運送法施行規則第51)	市町村運営有償運送（市町村営）	・自治体バス		・地域公共交通会議	
						公共交通空白地有償運送（NPO営等）	・公共交通空白地有償運送	・自家用旅客有償運送（問寒別地区）	・運営協議会（※）	・79条申請
福祉有償運送（市町村営・NPO営等）						・福祉有償運送				
	無償	無償（助け合い）で実施する運送				・ボランティア輸送 ・スクールバス ・患者輸送車両				
関連項目		地域公共交通計画策定					・地域公共交通活性化協議会			
		地域公共交通確保維持改善事業					・地域公共交通活性化協議会			

※ 今回開催の地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通会議、運営協議会を包含します。